

行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領の一部改正  
について（概要）

（令和2年6月12日 鹿免管第657号）

本通達は、所在不明等により処分書を交付できなかった者の所在等を知った時に行  
う、出頭命令及び免許証保管手続きに関し必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 行政処分手配者発見時の事務措置要領
- 出頭命令書及び免許証保管証の作成、交付要領
- 所属署等の事後措置要領

等である。